公法学専攻 各専修からのメッセージ

憲法専修 研究指導 教授 今 関 源 成

 研究指導
 准教授
 金
 澤
 孝

 研究指導
 教授
 水
 島
 朝
 穂

いまの時代、憲法を研究することにどんな意味があるでしょうか。憲法改正の動きが急で、ややもすると憲法の研究は、時代の荒波のなかでその意味を失ったかにも見えます。しかし、人類の多年にわたる英知は立憲主義という形で、その国の基本を規定するとともに、ますますその存在意義を高めています。東欧や中国などでも、立憲主義の研究が近年活発になっています。憲法研究の課題はますます奥行きと広がりを示していると言っていいでしょう。そうした状況に比して、憲法を専門的に研究する若手研究者はさほど増えていません。憲法の実務的な勉強だけでなく、憲法の学問的研究を深めていくことは、ますます重要になっています。自分自身の問題意識をしっかりもって、憲法研究者への道にチャレンジしてみませんか。大学教員のポストは限られており、研究者への道も決して平坦ではありません。でも、しっかりした問題意識をもち、地道な努力を積み重ねていけば、必ず道は開けます。この国の立憲主義の発展のためにも、憲法研究者の社会的な存在意義は決して小さくありません。

早稲田大学大学院法学研究科憲法専修は数多くの研究者を世に送り出してきました。ここで多様な見解を持った人たちが闊達に議論をたたかわせ、研究者として研鑚を積んでいきました。そのような伝統を踏まえつつ、憲法学に新たな地平を切り拓いていこうという意欲あふれる皆さんを、憲法専修にかかわる教員すべてが歓迎いたします。

行政法専修

研究指導教授首 藤 重 幸研究指導教授田 村 達 久研究指導教授 渡 辺 徹 也

行政法専修では、研究者志望、行政あるいは産業分野でのプロフェッショナルを志望する 者を対象に、行政と国民や産業との関係をめぐって形成・展開されている法関係(行政法 学)を、基礎研究から高度な専門研究まで広く視野に入れて研究する。

法学研究科を主本属とする首藤重幸教授、渡辺徹也教授、田村達久教授を軸に、岡田正 則教授、人見剛教授ら法務研究科を主本属とする諸教授の全面的な協力を得つつ、それぞ れが専門とする個別行政法領域に力点を置きつつ共同で指導に当たる。

行政法系の当講座では, 次のような三本の主要な柱を立てて、これを軸に研究を進める。

I 行政法・租税法の基本原理の研究: 重要テーマを選択して各自報告し検討する。

Ⅲ 年度共通テーマ研究: 規制改革と行政法、租税法,国・自治体における 行政争訟、情報公開法等から選定する。

Ⅲ 外国行政法研究:

英米独仏における行政法理論の動向を研究する。

中央省庁再編、地方分権改革、金融再編、規制改革、行政手続法や情報公開法の制定、税財政策の新たな動向、行政のグローバル化などにより、行政法理論は大きく変貌しつつある。さらに改正行政事件訴訟法の2005(平成17)年からの施行は、行政訴訟の従来の狭い扉を確実に押し開けると同時に、新たに検討すべき理論的課題を提起し始めている。このような課題に果敢に挑戦し研究を進めるには、法解釈学だけではなく、広く社会科学の研究方法論などにも関心を持って研究してゆく必要がある。幅広い問題関心と、深い洞察力、果敢な研究意欲を有する受講生を希望する。

ここ8年度間ほどの年度共通テーマ関係を概説すると、2010年度~2013年度にかけて、 行政法総論の基礎理論研究を意図した田中二郎行政法学の検討、戦後日本行政法学の原点 を確認しつつ、現代行政法学の課題をさらに研究することを意図した高柳信一『行政法理 論の再構成』の講読とその検討を行った。2014年度以降は、担当教員組織の特徴を生かし て、租税法の基礎理論研究にも大きく足を踏み入れ、これを踏まえて、2015年度以降、行 政法特殊研究の授業については、租税法研究を中心とするものを分離させて実施している。 ただし、修士論文・博士論文等の論文報告とその検討を行う場合には、前記の全教員から のアドバイス・講評等を一括して受けることができるようにするなど、多角的な検討等が 行われるように配慮、工夫している。

なお、租税法研究を志す者がこの行政法専修の課程への入学試験において不利にならないように配慮されているので、租税法研究志望者も安心して行政法専修を志望されたい。

刑法専修

研究指導教授高 橋 則 夫研究指導教授田 山 聡 美研究指導教授松 澤 伸

刑法専修においては、将来、大学等の研究機関において、刑法の研究者として活動することを志望する学生に対して、専門的な研究指導を行う。刑法に関する日本の研究者の専門論文、および外国の代表的な刑法の教科書(ドイツ文または英文のもの。例えばClaus Roxin、Strafrecht、AllgemeinerTeil、Bd1、4. Aufl.、2006や、Jeremy Horder、Ashworth's Principles of Criminal Law、8th ed.、2016など)の読解を通じて刑法を研究することが、修士課程学生の中心的な課題となる。そこでは、刑法解釈学を高いレベルで展開できる実力を身に着けること、外国語文献を必要に応じて読みこなす能力を身に着けること、研究におけるオリジナリティを意識して育ててゆくことが必要となる。

その他,修士論文の作成指導を初めとして,個別的な研究指導は随時研究室等で行い, また,必要に応じて,合宿を実施することも予定している。いずれにおいても,刑法について思索を練ることを通じて,自己自身を客観化することを目標とする。

研究者への道は容易いものではないが、我が国の刑法学のさらなる発展のためには、実務とは異なる問題意識や、比較法の能力、さらには、現状への批判精神をもった刑法学者が、本法学研究科から、育っていかなければならない。将来の刑法学者を目指し、以上の点に関心と意欲のある学生諸君が、本専修の門戸を叩いてくれることを期待する。

刑事訴訟法専修

研究指導 教授 寺 崎 嘉 博

刑事法学も激動の只中にあるが、日本には刑事訴訟法学の本格的研究者がことに少なく、 時代は刑事訴訟法学の専門家を求めている。ただ、旧来のような狭い刑事訴訟法学ではな く、刑事法学の全体を視野に入れた幅広い刑事訴訟法学の専門家が必要とされている。

当専修の「刑事訴訟法研究」には、小川佳樹教授及び寺崎嘉博教授の各教授による「刑事訴訟法研究」が開講されており、小川教授は英米法あるいはドイツ法の原書講読そして寺崎教授は学説を中心とした理論研究を行い、専修者はそのいずれか又は複数を履修することができる。同時に、他の刑事法科目を履修することで、刑事法学全体に視野を広げることができる。このようにして、刑事訴訟法の本格的研究を目指した修士論文の作成に取り組み、博士課程への進学を確かなものとすることができる。意欲ある諸君の入学を期待している。

刑事政策専修

研究指導 教授 石川 正 興

犯罪は「加害者の行為」・「被害者の被害」・「社会の構成員からの反作用」・「公権力の所在からの反作用」の諸要素から成る複合的な社会的現象です。また、「人間的な、余りに人間的な」現象でもあります。こうした犯罪現象を「広く・深く」捉える目を養いたいと考える皆さんが、刑事政策専修を履修することを希望します。

なお、刑事政策専修のスタッフが現在関心を持って追究しているテーマについては、以 下のホームページをご覧ください。

早稲田大学社会安全政策研究所 (WIPSS) ホームページURL:

http://www.waseda.jp/prj-wipss/index.html

国際関係法(公法)専修

研究指導教授河野真理子研究指導教授萬 歳 寛 之

現代の国際社会では、国際法が、法源、条約法、外交関係、安全保障などの伝統的な分野において重要な役割を果たす一方で、国際経済法、人権保障、国際刑事法、国際環境法、国際人道法などの分野で、各分野で独自の法規範の発展がみられるようになっている。国際法の研究は、伝統的な国際法に加えて、こうした様々な法分野における法の発展をも研究対象とする。

国際法の規範の精緻化と人の活動に関係する規則の増加に伴い,国際法は国際社会での 国家の行動を規律する規則にとどまらず,国内の法制度にも影響を与えるようになってい る。こうした分野では、国際法の研究にとどまらず、国際法規範の国内社会への影響をも 考察の対象とする必要がある。法学研究科における国際関係論では、国際法に加えて、国 内法を含む他の法分野との接点を考察対象とする。

国際関係法(公法) 専修は、上記のような様々な国際的な法現象を研究対象とする。研究者を志望する者だけでなく、官公庁、国連等の国際組織やNGOで国際的な仕事に携わることを希望する者を歓迎する。